

処分基準整理票

<p>処分の内容</p>	<p>農用地利用規程の認定の取消し</p>
<p>根拠法令 及び条項</p>	<p>農業経営基盤強化促進法 第24条第3項</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">処分基準</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）</p>
	<p>公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）</p>
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （農用地利用規程の変更等）</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>（農用地利用規程）</p> <p>第二十三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。</p> <p>二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。</p> <p>一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p>

<p>二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行令 （農用地利用規程の認定の取消しの事由）</p> <p>第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなったこと。</p> <p>二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかったこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。）。</p>			
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。